

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第五三号）

1 職名について、佐賀県傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議会委員を佐賀県メデイカルコントロール協議会委員に改めることとした。（別表関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。